

【高等学校等就学支援金(授業料充当金)について】

* 高等学校等就学支援金(授業料充当金)とは *

授業料が実質不要になる制度で、実際に現金を受け取ることはありません。
返済は不要です。平成26年度より始まりました。

◎対象・・・平成26年度以降に入学した生徒

保護者の市民税所得割額と県民税所得割額が合計50万7,000円未満のご家庭。

◎内容・・・月額9,900円の授業料が実質不要。

◎申請・・・6月に申請書(水色の用紙)を封筒に入れて配付します。

この申請は、今年度7月～来年度6月までの分が対象です。

認定通知は9月上旬以降に配付します。

1年生のみ、4月と7月(6月書類配付)の2回、申請していただきます。

※申請後に家庭事情に変化があった(離婚・失職など)場合は就学支援金または授業料減免の対象となる場合があります。急ぎ事務室にお申し出ください。

Q なぜ、1年生は4月と7月に申請をするのですか？

A 住民税は7月～翌年の6月分を毎年6月に決定するサイクルです。

支援金制度は、住民税の額で認定を行っているので、このサイクル(7月～翌年6月)に合わせています。1年生は4月入学時にいったん4月～6月分を申請しておいて、6月に新サイクル(7月～翌6月分)で、改めて届け出ていただきます。

そのため、4月と7月、2回申請が必要です。

2・3年生は、6月まで決定済みですので、7月に申請が必要です。

Q 認定されたら月々の引き落としはなくなるのですか？

A 諸会費の引き落としがあります。

この制度で支払不要となるのは、授業料のみです。

月々の諸会費は授業料以外に、学年費・積立金・生徒会費・PTA会費などがあります。

諸会費は、教材の購入や修学旅行の積み立てなど、日々の高校生生活で使われる大切なお金です。

引き落とし日は毎月13日(2回目は25日)です。

必ず指定日に引き落としできますように、前日までに口座に入金をお願いします。

*** 条件等は平成30年度のものです。**